

平成 19 年度に実施したアスベスト対策について

1 市民からの相談への対応状況

- ・ コールセンターへの問い合わせ件数 約 90 件 (H19.3~H20.2)
累計 約 420 件 (H17.7~H20.2)
- ・ 関係局への問合せ件数(コールセンター含む) 約 400 件 (H19.3~H20.2)
累計 約 6,700 件 (H17.7~H20.2)

2 アスベスト専門外来での対応状況

市大附属病院：8 名 (H19.3~H20.2)
累計 72 名 (H17.9~H20.2)

<参考>

この他、市内の専門外来では以下の方が受診されています。

横浜労災病院：850 名 (H19.3~H20.1)
累計 2,605 名 (H17.9~H20.1)

神奈川県立循環器呼吸器病センター：208 名 (H19.3~H20.2)
累計 416 名 (H17.9~H20.1)

3 石綿健康被害者の救済給付申請受付での対応状況

- ・ 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付制度に係る認定及び給付の申請受付件数
(区福祉保健センターで受付し、環境再生保全機構に進達した件数) 29 件 (H19.3~H20.2)
累計 53 件 (H18.3~H20.2)
- ・ 広報よこはま平成 19 年 4 月号に掲載し、市民に周知を図りました。

4 一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査の対応状況【新】

平成 19 年度に環境省からの委託を受け、一般環境経路による石綿ばく露の地域的広がりや、石綿関連疾患の発症リスクに関する実態を把握するため、問診及び胸部 X 線検査と胸部 CT 検査等の調査を実施しました。当面の間、継続実施する予定です。

平成 19 年度の申込者は 319 名で、そのうち問診を実施したのが 280 名、検査まで実施したのが 279 名でした。最終的な調査結果は環境省より 5 月頃公表される予定です。

5 公共施設の実態調査、対策状況

(1) H17 年度からの取り組み

- ・ 2,154 の公共施設のうちアスベスト含有吹付け材が使用されており当面对策を要しない施設等を除いた 77 施設について、平成 19 年度までに対策を実施する予定です。

- 19年度は14施設について対策を進めています。(19年度の対策実施施設のうち、工事などが20年度以降になるものもあります。)
- (2) 一部施設の再分析の実施について【新】
- 平成17年度の実態調査で分析を実施した施設の一部では、6種類あるアスベストの内、主要な3種類を対象とした方法で分析を行っていたことが判明したため、再分析を実施することとしました。
 - 既に再分析は順次進んでおり、アスベストが検出された場合は、安全性の確認を行い、状況に応じて必要な措置を講ずるとともに公表していきます。
 - 再分析が必要な施設全ての分析について、平成20年度の早期に完了し、結果を公表する予定です。(平成20年3月11日現在)

調査対象	実態調査で分析を実施した施設数	再分析が必要な施設数※
学校	196	0
市立大学	5	3
市民利用施設等	327	46
合計	528	49

※ 再分析が必要となるのは、平成17年度の実態調査で、3種類のアスベストしか検出できない方法で分析を行い、検出されなかった施設です。

6 民間施設の調査状況

本市各局が所管する民間施設の調査状況を以下の表に示します。

建物所有者等に対し封じ込めや除去等の措置を行うよう指導しています。

調査対象	施設数	石綿使用せず	石綿使用	備考
大規模建築物等	1,279	1,156 ※1	123 ※2	95件(調査の結果含有なし及び措置済み)-H20.2末現在
病院	119	84	35	飛散の恐れのある2件措置済み
精神障害者施設	100	95	5	措置済み
保育園・高齢者施設等 ※3	950	876	74	保育園(措置済み2、暴露恐れなし1、再調査1) 高齢者施設措置済み
消防団器具置き場	385	385	0	
合計	2,833	2,597	236	

※1 露出した吹付け材がなかったもの

※2 露出した吹付け材があったもの

※3 保育園、高齢者施設等の施設数は、平成8年度以前竣工の民間社会福祉施設数

7 市民・民間事業者への支援

(1) 中小企業金融制度

限度額8,000万円以内で中小企業がアスベスト対策を行う場合に融資する制度ですが、H19年度は申請がありませんでした。

(2) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

多数の市民が利用する民間建築物で、吹付けアスベストが露出して施工されているものへの対策費用の一部を助成する事業ですが、H19年度の申請件数は39件でした。(含有調査：29件 除去等工事：10件)

(3) 住宅リフォーム等支援事業

マンション共用部分への吹付けアスベスト対策に要する費用の住宅金融機構借り入れについて利子補給を行う事業ですが、H19年度は交付申請が1件ありました。

8 民間事業者指導（建築物解体現場への指導）

(1) 大気汚染防止法等に基づく届出・指導

石綿を含有する吹付け材、断熱材、保温材などの改修、解体に当たって法律・条例に基づく届出を受け付け、作業方法等を指導しました。

届出件数：298件 立入件数 25件（H19.4～H20.2）

(2) アスベスト飛散状況調査及び指導

法令対象外の解体工事について、アスベスト飛散状況の調査及び現場の指導を行いました。

129か所（H19.4～H20.2）

(3) 建設リサイクル法に基づく届出・指導

床面積が80m²以上の解体工事について、法令に基づく届出を受け付け、立入指導などを行いました。

約290件（H19.4～H20.2）

(4) 建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく指導

床面積が80m²未満の解体工事について要綱に基づき、届出を受け付けました。

届出件数 1,436件（H19.4～H20.2）

(5) 廃棄物処理施設への指導等

アスベスト含有建材の分析調査や、民間処分場周辺における大気環境調査等を実施しました。

建材分析5検体 大気環境調査24検体

また、市内中小企業者や公共工事で発生する非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を推進するため、南本牧廃棄物最終処分場での非飛散性廃棄物の受入を平成17年10月から実施しています。

9 アスベストの分析（本市直営による分析）

(1) 本市環境科学研究所において、解体工事現場などの材質検査を実施しました。

59検体実施（39検体からアスベストが検出）（H19.4～H20.2）

(2) 一般大気環境中のアスベスト濃度を市内18か所で年4回測定しています。平成19年度は、年間を通じて各地点の濃度の範囲は0.04未満～0.25本/Lでした。

（WHOの環境保健クライテリアにおいて示されている世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度、1本～10本/Lと比べて問題となるレベルではありませんでした。）

10 アスベスト対策に関する広報等

(1) 「広報よこはま」平成19年4月号でアスベスト対策に関する支援制度について周知。

○「アスベスト（石綿）による健康被害へ救済給付」

○「民間建築物吹きつけアスベスト除去工事などの費用補助」

(2) 「広報よこはま」平成19年8月号や新聞折込チラシ等で「石綿ばく露健康リスク調査」の実施について周知。

(3) 横浜市ホームページ

アスベスト関連アクセス件数 23,000件（H19.4～H20.2）

11 国への要望

(1) 本市独自要望

平成19年6月「平成20年度 国の制度及び予算に関する提案・要望書」

- (2) 指定都市市長会
平成 19 年 7 月「平成 20 年度 国の施策及び予算に関する提案」
- (3) 全国市長会
平成 19 年 11 月「平成 20 年度 国の施策及び予算に関する要望」

(参考)

平成 17 年度及び 18 年度に実施したアスベスト対策

1 横浜市アスベスト対策会議の開催

(平成 17 年 8 月 5 日、10 月 5 日、11 月 9 日、平成 18 年 3 月 20 日、平成 19 年 3 月 26 日)

対策会議を開催し、以下の対策について協議を行いました。

- ・市民からの相談体制の整備、等
- ・公共施設の実態調査、対策
- ・民間施設の調査状況等の報告
- ・市民・民間事業者への支援、民間事業者指導
- ・広報、国家要望、等

なお、この他に幹事会、関係課長会を適宜開催し対策を推進しました。

2 市民からの相談への対応状況

(1) 市民からの問合せに対して、コールセンターを活用して相談窓口を案内しております。

(平成 17 年 7 月から平成 19 年 2 月末までに 3 2 4 件)

(2) 健康問題、建築物、環境についての問合せ等に対し関係局において、市民の方への説明をしております。(コールセンターも含む)

(平成 17 年 7 月から平成 19 年 2 月末までに約 6, 3 0 0 件)

(3) 市民向け講演会及び相談会の実施

ア 平成 17 年 9 月 27 日 (火)

主催：公立大学法人 横浜市立大学

参加者数：79 名、相談者数：公開されていません。

イ 平成 17 年 10 月 4 日 (火)

主催：神奈川労働局、協力：横浜市、鶴見区

参加者数：88 名、相談者数：25 名

ウ 平成 18 年 6 月 21 日 (水)

主催：横浜市健康福祉局、協力：鶴見区

参加者数：22 名、相談者数：5 名

3 アスベスト専門外来での対応状況

市大附属病院では、平成 17 年 9 月から専門外来を設置しており、平成 19 年 2 月末までに 64 名の方が受診をしております。

<参考>

この他、市内の専門外来では以下の方が受診されています。

横浜労災病院：平成 19 年 1 月末までに 1,755 名

神奈川県立循環器呼吸器病センター：平成 19 年 2 月末までに 208 名

4 石綿健康被害者の救済給付申請受付での対応状況

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付制度に係る認定及び給付の申請受付が、平成18年3月20日から、独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所で実施されました。

市民の利便性等を考慮し、横浜市でも同日から各区福祉保健センターで、申請の受付を開始し、平成19年2月末までの受付件数は24件でした。

なお、広報よこはま平成18年3月号及び4月号に緊急掲載し、市民に周知を図りました。

5 公共施設の実態調査、対策での対応状況

(1) 実態調査結果について（平成18年8月30日公表）

全市有公共施設における「アスベスト含有吹付け材」使用について、調査を実施したところ以下に示す結果でありました。

調査対象	施設数	アスベスト含有吹付け材不使用施設	アスベスト含有吹付け材使用施設	
			含有率1%超	含有率1%以下
学校	520	497	17	6
市立大学	11	10	1	0
市民利用施設等	1,623	1,551	63	9
合計	2,154	2,058	81	15

(2) 対策実施計画について（平成18年8月30日公表）

- ・ 横浜市が所有している2,154の公共施設のうちアスベスト含有吹付け材が使用されていたのは、平成17年11月9日公表後に判明した3か所を含めて96施設となっています。
- ・ 96施設のうち、平成16年度以前に対策を実施した施設や当面对策を要しない施設等を除いた77施設について、平成19年度までに対策を実施していきます。
- ・ 平成17年度に19施設の対策を実施し、18年度は44施設について対策を進めています。19年度には14施設の対策を実施していく予定です。
- ・ その他の施設についても施設の改修時等に合わせて対策を実施していく予定です。

調査対象	アスベスト含有吹付け材使用施設	対策対象施設数			
		対策対象施設	平成17年度対策実施	平成18年度対策実施	平成19年度予定
学校	23	23	6	16	1
市立大学	1	1	1	0	0
市民利用施設等	72	53	12	28	13
合計	96	77	19	44	14

なお、市民利用施設等においては、複合施設について重複させず主たる施設の数で標記しています。

(3) アスベスト繊維浮遊量測定結果について

- ・ アスベスト含有吹付け材の使用が確認された施設については、アスベスト繊維浮遊量を調査し結果を公表しております。(最大1.1本/リットル)
- ・ 調査結果については、問題になるレベルではないと考えております。アスベストに関して環境基準はありませんが、WHOの環境保健クライテリアによると、世界の都市部の一般大気環境中のアスベスト濃度は、1～10本/リットル(大気1リットル中に繊維1～10本)程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いと記載されております。

6 民間施設の調査状況

- (1) 本市各局が所管する民間施設について、所有者が行ったアスベストを含む吹付け材の使用に関する調査の結果を取りまとめたところ以下に示すものであります。
- (2) これらについては、建物所有者等に対し封じ込めや除去等の措置を行うよう指導しています。

調査対象	施設数	石綿使用せず	石綿使用	備考
大規模建築物等	1, 2 7 9	1, 1 5 6	1 2 3	
病院	1 1 9	8 5	3 4	
精神障害者施設	1 0 0	9 5	5	対策完了
保育園、高齢者施設等	9 5 0	8 7 6	7 4	
消防団器具置き場	3 8 5	3 8 5	0	
合計	2, 8 3 3	2, 5 9 7	2 3 6	

※保育園、高齢者施設等の施設数は、平成8年度以前竣工の民間社会福祉施設数

7 市民・民間事業者への支援

- (1) 中小企業金融制度
中小企業がアスベスト対策を行うために環境保全資金(有害物質の処理に要する資金)として、融資限度額8,000万円以内で融資する制度がありますが、申請する団体等はありませんでした。
- (2) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業
多数の市民が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が露出して施工されているものについて、含有調査や除去工事等を行う事業主に対して費用の一部を補助する制度を創設しました。
- (3) 住宅リフォーム等支援事業
マンション共用部分の吹付けアスベスト等について、対策(除去、封じ込め、囲い込み工事)に要する費用の住宅金融公庫借り入れについて、無利子相当の利子補給を行う事業を平成18年度に開始しました。
- (4) 民間保育所への対策
民間保育所のアスベスト飛散防止・除去工事等にかかる費用について、助成するため平成18年度に予算化し関係団体に広報しましたが、申請する団体等はありませんでした。

(5) 医療施設への対策

平成 18 年度に民間医療施設及び初期救急医療施設におけるアスベスト対策工事費について、補助するため予算化し関係団体に広報しましたが、申請する団体等はありませんでした。

(6) 医療機関整備資金貸付事業

平成 18 年度に金融機関からの資金貸付 [融資枠 2 億円] を創設しました。金融機関の資金調達コスト等の補填するため予算化し関係団体に広報しましたが、申請する団体等はありませんでした。

(7) 新技術開発への支援

平成 17 年度から実施している横浜版 S B I R において、重点行政課題として、中小企業によるアスベスト対策に関する技術開発への支援を平成 18 年度に実施しました。

8 民間事業者指導

(1) 市内の加工業者への指導

平成 18 年度当初には、前年度同様市内に大気汚染防止法対象のアスベスト取扱い事業者は 3 社ありましたが、平成 18 年 8 月末日をもって全て廃止届が出されました。同年 9 月、10 月にアスベストの使用を取りやめていることを確認するとともに、3 社の周辺 4 地点で環境調査を行いました。全ての地点でアスベストは検出されませんでした。

(2) 建築物解体現場への指導

ア 大気汚染防止法等に基づく届出・指導

石綿を含有する吹き付け、断熱材、保温材などの改修、解体に当たって法律・条例に基づく届出を受け、作業方法等を指導しました(平成 19 年 2 月末現在 407 件)。また、適宜、立入り検査も行いました(平成 19 年 2 月末現在 約 80 件)。

なお、法律、条例の届出について、パンフレットを作成し市内の関係団体やその他事業者等に配布するとともにその内容をホームページに掲載し、周知しました。

イ アスベスト飛散状況調査及び指導

法令対象外の解体工事について、アスベスト飛散状況の調査及び現場の指導を 143 カ所実施しました。

ウ 建設リサイクル法に基づく届出・指導

法令に基づく届出を受け、平成 19 年 2 月末までに約 250 件の立入指導を行っております。

エ 建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく指導

市内の全ての建築物の解体工事について一貫した指導を行うため、平成 17 年 11 月に床面積の合計が 80 m²未満の解体工事を届出対象とする要綱を定めました。平成 19 年 2 月末までに要綱による届出が 1,472 件ありました。

オ 廃棄物処理施設等への指導

廃棄物処理業者が技術指針を踏まえて適正な処理を行うよう技術指針を送付するとともに、平成 19 年 2 月末までに 39 件立入調査を行いました。

9 アスベストの分析 (本市直営による分析)

(1) 材質分析等

平成17年度は、環境創造局環境科学研究所、経済局工業技術支援センター及び水道局水質課が共同で、市立学校等を含む公共建築物における吹き付け材、解体廃材、不法投棄物等の材質検査のほか大気環境濃度検査として公共建築物の室内環境濃度や事業場周辺の調査を行いました。材質検査では、1,443検体分析を行い、このうち267検体からアスベストが検出されました。

また、大気環境濃度調査では41検体分析を行い、検出濃度範囲は不検出から1.29本/リットルでした。

平成18年度は平成19年2月末現在、環境創造局環境科学研究所は材質検査を191検体行い、122検体からアスベストが検出されました。大気環境濃度調査では8検体分析を行い、検出濃度は不検出でした。

(2) 環境分析

平成18年度は、一般大気中に含まれるアスベスト濃度を把握するため、市内各区1地点（計18地点）において、年4回（四季）測定し、記者発表を通して市民への周知を図りました。

大気環境中のアスベスト濃度は、最大0.61本/リットルであり、平成17年度に環境省が行った全国調査結果の範囲内にあり、またWHO（世界保健機関）の環境保健クライテリアに比して問題となるレベルではありませんでした。

10 アスベスト対策に関する広報等

(1) 「広報よこはま」平成17年9月号、特別号（平成17年12月）、平成18年3月号、4月号、6月号で講演会、相談会等の案内を掲載しています

(2) 建築物に関する市民向けパンフレット作成（平成17年10月）

(3) 横浜市ホームページ

アスベスト関連アクセス件数

：延べ約65,000件（平成18年2月末現在）

11 国への要望

(1) 指定都市市長会

- ・平成17年 8月「アスベスト健康被害問題に関する緊急要望」
- ・平成18年 7月「平成19年度 国の施策及び予算に関する提案」

(2) 全国市長会

- ・平成17年 8月「アスベスト問題に関する緊急要望」
- ・平成17年 11月「平成18年度 国の施策及び予算に関する要望」
- ・平成18年 6月「アスベスト対策等に関する要望」
- ・平成18年 11月「平成19年度 国の施策及び予算に関する要望」

(3) 八都県市首脳会議

- ・平成18年 6月「石綿健康被害の救済における費用負担に関する要望」

(4) 三首長（神奈川県、横浜市、川崎市）懇談会

- ・平成17年 9月「アスベスト使用実態調査に関する緊急要望」

(5) 本市独自要望

- ・平成17年 11月「平成18年度 国の制度及び予算に関する提案・要望書」
- ・平成18年 7月「平成19年度 国の制度及び予算に関する提案・要望書」

12 関連機関等との連携

「アスベスト問題に対する神奈川県労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市による協定